

令和7年度事業計画

令和7年2月28日
第26回理事会
一般社団法人香川県農業会議

I 事業方針

食料安全保障の根底は人と農地の確保であり、食料の安定供給は国内生産の増大が基本である。

その国内の農業・農村は、農業従事者の減少と高齢化、農地面積が減少の一方で農地の遊休化等の農地利用の低下、地方人口の減少さらには農村地域の過疎化などが継続して進行し将来への重大な局面にある。また、物価上昇により国民生活を圧迫する中で農業生産に欠くことの出来ない肥料・飼料等の生産資材の価格も高止まりし、夏季の高温等の気候変動も影響して国内生産に負荷がかかっている。他方で食料輸入は、世界的な異常気象の頻発・激甚化、世界人口の増加、国際情勢の不安定化などから入手リスクが増大している。

現下の諸情勢を踏まえて国は、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」を改正し食料安全保障の確保を基本理念の中心に今後農政を方向づけた。令和7年度からの5年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置づけ、本年3月には新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、転換農政の実行へと動き始める。既に、令和5年4月施行(改正法律)の農地法、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業の推進に関する法律を始め、本年4月施行の改正農業振興地域の整備に関する法律等により農地の総量確保と適正利用への新たな農地制度が本格化するが、地域計画に基づく展開や農地中間管理機構を介する農地貸借等での現場混乱の払拭に至っておらず、政策・施策と農村現場との乖離を感じさせられる。

こうした中で本県の農業・農村の現況は、販売農家数が5年前に比べ21.5%も減少し、基幹的農業従事者の平均年齢71.3歳(全国68.4歳)のほか、担い手への農地利用集積率33.1%(全国60.4%)の中で荒廃農地率21.4%(全国5.6%)など、全国に増して深刻な事態にある。更には、主食用米の作付け面積が毎年400ha程度もの減少が続き昨年も約330ha減少し農地利用の継続とともに、生活環境にも影響する農道・水路・ため池等の管理・維持への不安も高揚しており、もはや一刻の猶予もない正念場に直面している。

全国に増して厳しい状況下の本県では、多様な農業人材認定制度の創設や農業支援グループの育成と支援措置などの独自対策も進められている。また、令和8年度からの次期「香川県農業・農村基本計画」の策定への作業中で、将来の香川型農業の姿を明確に、国の「農業構造転換集中対策期間」に準じて独創的かつ大胆で具体的な対策の下、潤沢な予算の確保と実行に大きな期待を寄せる。

農業委員会組織は、平成28年4月に施行の改正農業委員会法により農地等利用の最適化の推進業務が必須となって令和7年度は10年目にあたる。この間、農業委員会の業務と事務は質・量ともに大幅に拡大し、企画・立案、法令に基づく事務等を担う事務局機能の発揮への課題も抱えている。

これら動きの下で本県の市町農業委員会と県農業会議は、令和4年6月に策定の「第2次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」により、地域計画に係る目標地図(素案)を早い段階で作成し市町へ提出するとともに地域での話し合いへ積極的に参加し取りまとめ役の一翼を担うなど、農地等利用の最適化推進活動を具体的に展開し実績を残している。併せて、組織運動等を通じての最適化推進活動で得られた知見から施策の改善意見を提出し、県単独施策の創設にも繋げている。また、4月からの県農地機構を介する農地貸借の事務手続きについて根拠法令と農業委員会の事務拡大を背景に県農地機構・県と調整し、早い時期に合意を図り準備を終えた。今後は、地域計画の実現に向けた農地等利用の最適化推進活動の具体的な展開が求められる一方で、農業委員・農地利用最適化推進委員の徹底した活動記録も重要課題にあたる。このことを令和7年度活動の重点に位置づけ、その取り組みの要としての本県独自の新たな組織運動をキメ細かな内容で定め、着実に実践していく必要がある。また、本年4月と12月に改選の3市2町農業委員会への改選後支援も重要である。

以上のような諸情勢と重要課題を踏まえ、本県の農業委員会業務に係る重点対策を明確化し取り組むこととする。その際、何よりも農業者の利益代表機関として現場主義を根底に、組織活動と組織への評価が一層得られることを最優先に置く。このため、法令に基づく業務・事務を岩盤に縦花的から重点的への観点に立ち返り選択と集中によって、①本県独自の組織運動に基づく活動の展開、②関係機関・団体との連携強化、③農業委員会へのキメ細かな支援・協力を軸に農地等利用の最適化推進の活動実績の向上を推し進める。

【農業委員会業務に係る重点対策】

- ア) 耕作者(受け手等)が不在となった農地への受け手の掘り起こし活動の実践(農地の継続利用と地域計画の実現への取り組み)
- イ) 農地利用の最適化推進活動による活動記録の習慣化と拡大(農地利用最適化交付金の有効活用の徹底)
- ウ) 「農業委員会サポートシステム」データの適宜更新の定着化
- エ) 農業者年金の加入推進の目標達成への取り組み強化
- オ) 情報提供推進の強化(特に農業委員・農地利用最適化推進委員の「全国農業新聞」皆購読の達成)

II 業務規程に基づく基本的推進方針

本会議の「農業委員会ネットワーク業務に関する規程」に基づき以下の基本的推進方針を定め、各種事業を活用しつつ活動の趣旨を明確にして展開する。

1. 農業委員会業務相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

市町農業委員会における農地等利用の最適化推進への具体的活動の促進のほか、日常の業務全般に対してキメ細かな支援・助言等の活動を強化するとともに、農業委員会の活動事例を取りまとめ情報発信する。

また、5市町農業農業委員会で農業委員と農地利用最適化推進委員の任期満了を迎えたな体制でスタートすることから、新体制後も農地等利用の最適化推進を始め各種業務が円滑に継続実施されるよう支援する。

更に、男女共同参画推進の下で、女性が農業委員会で一層活躍されるよう、女性の農業委員・農地利用最適化推進委員の組織活動等を支援する。

事業の実施項目

農政・組織活動（独自）、機構集積支援事業（国）、所有者不明農地対策事業（国）、水田機能維持・活用促進事業（県）

2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

令和4年4月から市町農業委員会の農地台帳・地図の全国システム（農業委員会サポートシステム）が、「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」と連携して稼働を始め、目標地図（素案）の作成やタブレット端末等を介して入力した農地の利用状況調査や活動記録簿等の情報の連携が可能となった。このシステムの円滑な活用と法定項目や公表項目を中心とした農地台帳データの適時更新の定着を促進する。

事業の実施項目

機構集積支援事業（国）

3. 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援

新規就農希望者等を県内に呼び込み円滑に就農・就業できるよう、県が設置の「香川県新規就農・農業経営相談センター」を共同で運営する（公財）香川県農地機構とともに就農相談窓口活動に取り組む。また、農業法人等の求人情報収集・提供や、農業法人等が行う正規従業員の育成に向けた実践研修等への適正な実施を支援する。

—事業の実施項目—

農業経営者サポート事業請負事業（請負）、雇用就農資金事業（国）、
日本農業技術検定試験事業（委託）、香川県新規就農相談支援事業（委託）
地域おこし協力隊推進事業（県委託）

4. 法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務

認定農業者等担い手の複式簿記による日常的な計数管理を促進するとともに、農業者の青色申告組織「香川県農業青色申告者ネットワーク」と連携し、複式簿記・青色申告・経営分析の一貫指導・支援を行い、農業者の経営確立・改善活動への基礎づくりを促進強化する。

また、認定農業者等担い手の経営継承・法人化や法人運営、その他の経営改善・発展に係る相談に対し、「香川県新規就農・農業経営相談センター」活動の下、士業、関係機関・団体との連携・役割分担によって伴走型で支援する。

更に、市町農業委員会による農業者年金の適正な業務執行と加入推進の活動強化に努めるほか、収入保険制度への加入と加入後の適正利用を促進する。

—事業の実施項目—

機構集積支援事業（国）、担い手育成活動支援事業（県）、
農業経営者サポート事業請負事業（請負）、農業者年金業務指導事業（委託）、
香川県収入保険推進協議会請負事業（請負）

5. 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織運営支援業務

農業経営の改善・発展に意欲的な認定農業者等担い手を中心に結集した自主的かつ主体的な組織の活動を通じて各会員の目的が実現されるよう、各組織の運営と活動を支援する。

また、農作業受託組織を通じて円滑な受委託作業を香川県農業協同組合中央会ともに促進する。

—事業の実施項目—

農政・組織活動（独自）、機構集積支援事業（国）

6. 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

農政活動また農地利用の最適化の推進に係る情報提供として、市町農業委員会を通じて田畠売買価格等を調査・提供するとともに、農政情報の定期発行のほか全国農業新聞の普及拡大推進の強化や全国農業図書の活用を促進する。

また、県農業会議ホームページを随時更新し、農業会議・市町農業委員会の活動情報の発信力を強化する。

――事業の実施項目――

農政・組織活動（独自）、機構集積支援事業（国）、情報提供推進事業（委託）

7. 農地法等その他の法令の規定により本会議が行うものとされた業務

農地法第4条第4項・第5項、農地法第5条第3項等の規定及び、本会議の常設審議委員会運営規程の下、地域を熟知している見識からの意見等も踏まえつつ農地法等の法令業務の遵守に努める。

また、市町農業委員会とともに違反転用の発生防止と早期是正等に向けて取り組む。

――事業の実施項目――

農業委員会ネットワーク機構負担金事業（国）、農業委員会ネットワーク機構補助金事業（県）、農政・組織活動（独自）

III 本会議の運営・業務に係る協議

農業委員会の必須業務である農地等利用の最適化推進への支援等の農業委員会ネットワーク業務を担う本会議の運営と業務につき審議・決定するため、以下の会議を開催する。

① 総 会

令和6年度の事業報告及び収支決算書、定款の変更等を審議し決定するため、第10回通常総会（6月）を開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

② 理事会

第10回通常総会に附議すべき事項を協議等（5月）するとともに令和8年度の事業計画及び収支予算等を審議し決定（2月）するため、理事会の開催を2回予定するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

③ 常設審議委員会

市町農業委員会からの農地転用意見聴取事案等を審議し意見回答するため、常設審議委員会（原則、28日）を12回開催する。

そのほか、県知事に提出する「農地等利用最適化推進施策の改善意見」等を協議するとともに、組織・農政関係情報等の迅速な提供に努める。

④ その他の会議

農業団体との連携を強化し各種業務の効率的かつ効果的な推進に資するため、農業団体会議（8月）を開催する。

IV 農政・組織活動の実施

県農業会議業務の推進効果を一層意識した展開のほか、市町農業委員会の農地等利用の最適化推進活動等への支援・協力の強化の観点から、以下の農政・組織活動を行う。なお、推進活動については、より目に見える実績が現れるよう活動の内容を点検し活動強化を推し進める。

① 政策提案活動等の実施

農業委員会組織の法令業務「農地等利用最適化推進施策の改善意見」提出の趣旨と重要性から各市町農業委員会での意見提出を促進するとともに、市町農業委員会からの改善意見のほか農業担い手等の意見や要望を参考に取りまとめ、農業委員会法第53条に基づき県に「農地等利用最適化推進施策の改善意見」を提出（8月）する。

なお、改善意見の提案内容が一層明確に実現されるよう、取りまとめ内容の工夫に努めるとともに、うち重点内容については農業関係団体との連署による要請活動の実現に向けて全国事例を収集しつつ取り組む。

また、市町農業委員会の会長・事務局職員とともに全国農業委員会会長大会（5月28日予定）、全国農業委員会会長代表者集会（11月27日予定）に参加し、大会政策提案決議のほか県に提出の改善意見等に基づき県選出国議員に要請・意見交換を行うとともに、農地等利用の最適化推進活動の強化を確認する。

更には、農業委員会組織の業務・事務が質・量ともに拡大し続けている状況から、市町農業委員会の改善意志を踏まえて対応する。

② 推進業務の効果的な展開

各種事業のうち実績が数値で捉えられる推進に係る業務（①農地利用の最適化推進への支援、②農業者年金の加入推進、③全国農業新聞の普及推進ほか）においては法令等事務の適正な執行に努めつつ、推進実績の向上を目指して取り組むことが事業実施組織の責務である。

この観点を重視し推進業務については、令和6年度事業の実施結果から課題と対策を整理の上、6月を目途に本年度の各種事業における重点取り組み方策を具体的に示し、P D C A サイクルにより取り組む。

③ 新たな本県組織運動の策定と推進

本県における農地等利用の最適化推進活動の要として取り組んでいる「第2次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」期間（令和4年度～6年度）が終了することから、令和7年度からの次期・組織運動要領を6月に策定する。

また、その策定後は農業委員・農地利用最適化推進委員へ早期浸透に努め、運動の着実な実践を推進する。

なお、運動要領の作成にあたり、策定後の運動が着実に実践され目に見える効果が現れるよう、県農業委員会職員研究会等を通じて農業委員会事務局職員と検討しつつ、活動内容を具体的かつ詳細に示した活動マニュアル的位置づけで作成する。

④ 市町農業委員会の農地等利用の最適化推進への支援強化

農業会議の第一の業務は、系統組織の農業委員会に対し業務への支援・協力等（農業委員会法第43条第1項第1号）であり、その農業委員会は農地等利用の最適化推進等への活動実績の向上が求められ付随して成果の積み重ねに期待されている。

このことを踏まえて、市町農業委員会との調整により巡回計画（時期と目的）を6月を目途に作成し巡回するとともに、定例農業委員会総会前後等における個々研修（県農業会議の出前研修）を実施する。

また、県農業会議が事業実施主体の所有者不明農地対策事業（国）、水田機能維持・活用促進事業（県）等の新規（見込み）事業も積極的に活用し、市町農業委員会とともに農地等利用の最適化推進活動への成果の向上に繋げる。

⑤ 市町農業委員会の円滑な業務推進の促進

市町農業委員会の法令業務のほか地域計画の変更等での農業委員会の役割が円滑に果たせるよう、その課題等を巡回時等で把握し対応する。

各種課題等の把握後には、その内容に応じて全国農業会議所に農林水産省への改善要請の促進や、県・県農地機構等の関係組織との調整による県内統一の取り組み方法の提示等により解消に努める。

⑥ 市町農業委員・推進委員の改選また改選後の支援

本年4月の3市1町（観音寺市、東かがわ市、三豊市、小豆島町）農業委員会の改選後対策、12月の1町（土庄町）農業委員会の改選と改選後の対策を円滑に行い、農地等利用の最適化推進等の農業委員会業務が継続して行えるよう支援・協力する。

⑦ 農地等利用の最適化推進等の情報発信力の強化

県内の市町農業委員会と県農業会議の組織・活動の見える化の強化の一環として、県農業会議ホームページを引き続き随時更新する。また、県内の市町農業委員会の特徴的活動を農業委員・農地利用最適化推進委員に広く伝達できるよう、農政情報を通じて発信する。

⑧ 改正農地法等の遵守の推進

農地の確保と有効利用に資する農業委員会組織として、本年4月施行の改正法律(農振法、農地法、基盤法)等の周知徹底に努める。なかでも、農地法第3条許可判断基準の追加内容等の浸透に取り組み、農地の権利取得後の適正利用に資する。

⑨ 各地区農業委員会連合会等への支援・協力

市町農業委員会間の情報交換等を通じて農業委員会業務が一層円滑かつ効果的に推進されるよう、各地区農業委員会連合会の活動につき協力・支援する。

また、県農業委員会職員研究協議会の事務局として、事務局職員の相互交流・情報交換を促進するほか、本県組織運動を軸に農地等利用の最適化推進の活動実績の向上と見える化への一層の強化方策を検討し活動の充実に反映させる。

⑩ 「かがわ農業委員会女性の会」への活動支援

市町農業委員会の業務推進にあたり女性の発想等が一層取り入れられ、農業委員会活動の充実や新たな活動の展開へと広がるよう、「かがわ農業委員会女性の会」の事務局として、相互交流・研さん、研修のほか農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用促進等の組織活動の強化を促進支援する。

○「かがわ農業委員会女性の会」(平成25年10月設立、36会員)

⑪ 農業の担い手組織等への活動支援

認定農業者等担い手自ら意欲的に経営確立を目指す組織活動を支援するため、「香川県農業経営者協議会」、「かがわ農業経営者組織ネットワーク」の事務局として、農業経営者運動を引き続き推進する。

また、地域ぐるみで農業・農地を支える集落営農法人等の継続・発展を支援するため、「香川県集落営農法人等協議会」の事務局として組織活動を推進する。

更に、農作業の効率化と農業機械の効率利用を促進し地域農業・農地利用の継続に資するため、「香川県農業機械銀行協議会」の活動を香川県農業協同組合中央会との共同事務局体制のもと支援する。

- 「香川県農業経営者協議会」（昭和44年2月設立、173会員）
- 「かがわ農業経営者組織ネットワーク」（平成13年8月設立、10市町等組織会員）
- 「香川県集落営農法人等協議会」（平成3年12月設立、106集落営農組織会員）
- 「香川県農業機械銀行協議会」（昭和56年6月設立、11地区機械銀行会員）

※令和7年2月現在

⑫ 関係機関・団体との役割分担・連携強化への取り組み

従来から県農業会議・市町農業委員会で取り組んでいる、担い手への集積・集約化等の農地利用対策、新規就農・就業相談、複式簿記記帳や青色申告、農業経営の法人化等の人（担い手）への支援対策の「土地と人」対策につき、関係機関・団体との調整と一層の連携により効率的かつ効果的に取り組む。

また、「土地と人」対策の充実・強化の観点から、（公財）県農地機構との連携の進め方につき組織体質も含めて全国事例を収集しつつ引き続き研究する。同時に、県農地機構との業務連携や事務等の調整・協力の拡大を踏まえ、県農地機構の県農業会議への運営面に係る協力の均衡等につき協議する。

Ⅴ 事業の実施

本会議の本年度基本的推進方針を踏まえつつ、次の国・県の補助事業等を適正かつ計画的に取り組み、業務を効果的に推進する。

（1）農業委員会ネットワーク機構負担金事業

農地法等に基づく市町農業委員会からの農地転用意見聴取を厳正に審議するとともに、その他法令に基づく業務を適正に処理するため、次の活動を行う。

- ① 常設審議委員会の開催（毎月）
- ② 現地確認調査の実施（農地転用面積3,000m²超の意見聴取事案）

（2）機構集積支援事業

県農業会議の業務と市町農業委員会における「農地利用の最適化の推進」を始めとする業務の適切かつ効果的な実施や地域計画の実現に向けた支援、農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了を迎える5市町の農業委員会への研修等のほか、認定農業者等担い手の経営管理の強化等に資するため、次の活動を行う。

- ① 総会、理事会の開催
- ② 農地等利用の最適化推進に係る巡回支援・協力
- ③ 市町農業委員会会長・事務局長会議の開催
- ④ 市町農業委員会担当者会議の開催

- ⑤ 農業委員・推進委員（5市町）実務研修会の開催
- ⑥ 農業委員・推進委員・職員研修会の開催
- ⑦ 女性農業委員登用アドバイザーの委嘱
- ⑧ 農業委員会サポートシステム更新、タブレット端末操作の支援・巡回等
- ⑨ 農業委員会の取組事例の収集・紹介
- ⑩ 農業者、集落営農組織への複式簿記・経営管理等講習会の開催

（3）所有者不明農地対策事業（国新規）

地域計画内の所有者不明農地を解消し、地域計画の実現に向けて農地の集積・集約化等に結びつけるため、関係市町農業委員会との連携により必要に応じて司法書士等の協力を得つつ次の活動を行う。

- ① 所有者不明農地対策企画員の設置
- ② 支援地域（市町）の選定及び解消に向けたロードマップの作成
- ③ 所有者不明農地の解消に向けた農業委員会への巡回と活動展開
- ④ 所有者不明農地の解消の取組事例の作成・情報発信

（4）水田機能維持・活用促進事業（県新規）

水田機能を有する農地を有効活用するために担い手に水田を集積するため、次の活動を行う。

事業内容については、今後、農地集積・集約の促進に資する具体的な取り組みにつき県と調整する。

（5）担い手育成活動支援事業（県農業再生協議会事業）

香川県農業再生協議会の構成員及び担い手部会の事務局として関係機関・団体との連携を一層密に、認定農業者等担い手の簿記・青色申告を基礎とした経営発展段階に応じて集中的・継続的に支援するため、同協議会から委託を受け、農業経営支援スペシャリスト（税理士等）の協力を得つつ、次の活動を行う。

- ① 関係機関・団体間等の連絡調整会議の開催
- ② 農業青色申告決算・確定申告等への支援
- ③ 認定農業者等への経営管理相談の実施

（6）農業経営者サポート事業

農業経営の法人化や円滑な経営継承など多様な経営課題の解決に向けた経営改善・発展への取り組みを濃密的に支援するため、香川県が実施主体の下で設置の「香川県新規就農・農業経営相談センター」（事務局：県農政水産部農業経営課）の伴走機関として業務の一部受託などにより、次の活動を行う。

- ① 県による専属スタッフの委嘱に伴う職員の配属と活動の実施
- ② 経営課題解決のための支援チームによる個別相談活動の実施
- ③ 経営発展支援研修会・相談会の開催
- ④ 県内での就農・就業相談活動の実施

(7) 香川県新規就農相談支援事業

就農関連情報の更新・蓄積量の拡大に努め就農相談の充実を図るとともに、本県での就農を促進支援するため、県農地機構から委託を受け、次の活動を行う。

- ① 県外での就農・就業相談活動の実施
- ② 就農関連情報交換活動の実施
- ③ 農業法人等の求人等情報の収集・提供
- ④ 県内大学・高校等への求人・インターンシップ普及活動の実施

(8) 地域おこし協力隊推進事業（国新規）

都市住民が本県に移住し農業を職業として定住・定着されるよう、将来的に本県において就農を希望する者を農業会議で雇用し、円滑な就農・就業に向けて次の活動を行う。

- ① 地域おこし協力隊員の受け入れ及び活動支援
- ② 就農・就業に関する基礎知識習得への支援
- ③ 農業法人等での実践研修への支援
- ④ 定住・定着への支援

(9) 香川県収入保険推進協議会請負事業

農業経営のセーフティネットとして有効な収入保険の加入促進及び、加入後の適正な利用促進に資するため、「香川県収入保険推進協議会（事務局：香川県農業共済組合）」の1構成員として、次の活動を行う。

- ① 収入保険制度に関する説明会の開催
- ② 収入保険に係る会計税務への支援

(10) 雇用就農資金等事業

農業法人等が新規就農者（事業対象の正規従業員）に対し、農業技術や経営ノウハウの習得への実践的な研修等が適正に行われるよう、（一社）全国農業会議所から委託を受け、受入法人等の職場環境整備等に留意しつつ、次の活動を行う。

- ① 事業の周知と交付申請等事務への支援
- ② 個別訪問による研修状況の確認
- ③ 事業採択の法人等や研修対象の正規従業員への事業説明会の開催

(11) 日本農業技術検定試験事業

農業法人等での就業や新規就農を目指す研修生等に対して、農業知識や技術習得水準の把握を促進するため、(一社)全国農業会議所から委託を受け、次の活動を行う。

- ① 日本農業技術検定の普及・推進
- ② 県内受験者の取りまとめ・申込み
- ③ 試験当日における試験監督

(12) 農業者年金業務指導事業

老後生活の安定と担い手の確保という政策目的を持つ「農業者年金」について、市町農業委員会と香川県農業協同組合との連携を図り、加入者の増加に取り組むとともに、制度の円滑かつ適正な運営に資するため、(独)農業者年金基金から委託を受け、次の活動を行う。

- ① 市町別の加入推進目標の設定
- ② 農業者年金制度・加入推進に関する研修会の開催
- ③ 市町農業委員会への巡回指導・協力
- ④ 農業者年金相談会への支援・協力
- ⑤ 農業者年金記録管理システムの利用促進

(13) 調査事業

農政活動また農地等利用の最適化推進活動に取り組む上での基礎情報を収集・整備・提供するため、市町農業委員会を通じて次の活動を行う。

- ① 田畠売買価格等に関する調査・提供
- ② 農作業料金・農業労賃に関する調査・提供
- ③ その他、農政活動に係る調査

(14) 情報提供推進事業

農業委員・農地利用最適化推進委員に市町農業委員会・県農業会議の活動や農業委員会関係の情報を提供するとともに、農業者等に広く情報発信するほか農業・農村専門図書を普及するため、次の活動を行う。特に全国農業新聞における農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読・退任委員の継続購読の推進、認定農業者等担い手の購読拡大を目指して取り組む。

- ① 機関紙「農政情報」の発行（年6回）
- ② 県農業会議ホームページの随時更新
- ③ 情報事業重点農業委員会の設置と推進会議の開催
- ④ 全国農業新聞の普及、全国農業図書の活用の拡大のための巡回の実施